別紙

諮問第1315号

答 申

### 1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした「決算書のうち、年度別明細に係る部分」のうち、総事業費及び清算事業年度における事業費については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

# 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「都市再開発法第49条所定の『決算報告』に関する一切の文書(決算報告書及び添付書類のほか、当該決算報告に関し、必要に応じて交付し、又は徴取した文書)のうち、承認をした直近5件分」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和元年5月8日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

## 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「〇〇地区市街地再開発組合の決算報告書の承認について」外4件の公文書(以下「本件対象公文書1から5」という。)を対象公文書として特定し、条例7条2号、3号及び4号に該当する部分を非開示とする本件一部開示決定を行ったものである。

## 4 審査会の判断

#### (1)審議の経過

本件審査請求については、令和元年7月16日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月31日に実施機関から理由説明書を、同年7月27日に審査請求 人から意見書を収受し、令和3年5月20日(第217回第一部会)から同年7月15日(第219回第一部会)まで、3回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## ア 本件一部開示決定について

都市再開発法(昭和44年法律第38号)11条1項は、第一種市街地再開発事業(以下「市街地再開発事業」という。)の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が5人以上共同して定款及び事業計画を定め、都道府県知事の認可を受けて市街地再開発組合(以下「組合」という。)を設立することができる旨を、同法45条1項3号及び同条4項は、当該事業の完成に伴い、組合は都道府県知事の認可を受けて解散する旨を規定している。組合が解散し、その清算事務が終わったとき、清算人は、同法49条の規定に基づき決算報告書を作成し、都道府県知事の承認を得た後、組合員に報告する。

本件開示請求は、実施機関が組合から提出を受けて承認した決算報告書及びその添付書類等のうち、開示請求日の直近5件分の開示を求めたものである。

実施機関は、5地区の市街地再開発事業に係る決算報告書の承認を決定した文書である本件対象公文書1から5を対象公文書として特定し、「住所・氏名」については条例7条2号に、「決算書のうち、年度別明細に係る部分、決算の概要、領収書、残余財産の処分の明細、全体事業収支決算書及び財産目録」については同条3号に、「自署・印影」については同条4号にそれぞれ該当することを理由として非開示とする本件一部開示決定を行った。

# イ 審査会における審議事項について

審査請求人は審査請求書において、実施機関が非開示とした部分のうち、「決算書のうち、年度別明細に係る部分、決算の概要、領収書、残余財産の処分の明細、全体事業収支決算書及び財産目録」、「印影のうち残高証明書分」並びに「氏名のうち法律顧問及び税務顧問分」の開示を求めるとの趣旨を述べている。また、審査請求人は令和元年12月28日付けの取下書において、本件対象公文書1に係る審査請求を取り下げ

たことが認められる。

審査会が本件対象公文書1から5を見分したところ、審査請求人が審査請求書において開示を求めている部分のうち、「決算書のうち、年度別明細に係る部分、決算の概要、領収書、残余財産の処分の明細及び全体事業収支決算書」(以下「本件非開示情報」という。)以外の部分については、本件対象公文書1のみに記載されている情報であり、また、本件対象公文書5には本件非開示情報が含まれていないことを確認することができた。

これらを踏まえ、審査会は、実施機関が本件一部開示決定において、本件対象公文 書2から4に記載された情報のうち、本件非開示情報を条例7条3号に該当するとし て非開示としたことの妥当性について判断する。

## ウ 本件非開示情報の非開示の妥当性について

市街地再開発事業においては、民間事業者の資金調達能力、専門的な知識・経験・ ノウハウ、保留床の処分能力等を活用して事業の円滑な推進を図るため、施行者から の委託に基づき、民間事業者が事業の施行に関する業務の相当部分を代行する業務代 行方式の活用が有効であるとされている。本件対象公文書2から4に係る市街地再開 発事業についても、業務代行方式のうち、建築等工事施工業務を含み、最終的には自 ら保留床を取得する義務を負う特定業務代行方式により実施されたことが認められる。

本件非開示情報のうち、年度別明細に係る部分は、市街地再開発事業の事業費について、年度又は期ごとの収入及び支出に関する金額が記載されたものである。当該情報は、資金の借入れ、補助金収入の時期等の事情を踏まえ、各種調査、工事、補償等に必要な費用を年度又は期ごとに作成した資金計画、資金管理に係る情報であり、公にすることにより、市街地再開発事業に係る業務代行者の資金管理に関するノウハウ等が明らかになる。また、保留床処分金収入の金額は、保留床の取得等を行う参加組合員の資金調達力及び保留床処分金収入の金額は、保留床の取得等を行う参加組合員の資金調達力及び保留床処分金負担力を示すもので、参加組合員の財務に関する情報である。

審査会が検討するに、年度別明細に係る部分のうち、総事業費及び清算事業年度に おける事業費については、これを公にしたとしても、法人の競争上又は事業運営上の 地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められず、条例7条3号に該当しないの で、開示すべきである。 一方、年度別明細に係る部分のうち、総事業費及び清算事業年度における事業費を除いたその他の部分については、市街地再開発事業に係る業務代行者の資金管理に関するノウハウ等が明らかになる情報や参加組合員の財務に関する内部管理情報等であり、これらは法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

次に、本件非開示情報のうち、決算の概要、領収書、残余財産の処分の明細及び全体事業収支決算書においては、市街地再開発事業における残余金の引継先となった法人に関する情報が非開示とされていることが認められる。実施機関によると、当該法人は市街地再開発事業の完成後も活動しているとのことであり、既に開示されている部分と併せて当該法人の財務に関する内部管理情報に該当するものであって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子